

本日も審議いただきたい主な事項

【論点整理の範囲】

- 例えば金融資産等無形資産以外の特性に着目して、既に個別の会計基準において会計処理等が定められているものを除いた無形資産一般について検討することでよいか。（第6項、第7項）

【論点1】定義

- 「無形資産とは、資産のうち物理的実体のないものをいう。」は、無形資産とすべきものを過不足なく包摂する定義となっているか。（第25項）

【論点2】認識要件

- 無形資産の認識要件は以下の4つで必要十分であるか。（第39項）
 - (1) 将来のキャッシュ・フローの改善に結びつく蓋然性が高いこと（経済的便益の蓋然性）
 - (2) 当該企業が、キャッシュ・フロー改善の効果を享受できること。（併せて他者がそのキャッシュ・フロー改善の効果をを得ることを制限できること）（支配）
 - (3) 取得原価を信頼性をもって測定できること（測定可能性）
 - (4) 独立して取引できるか、法律上の権利として個別に識別可能なこと（識別可能性）

【論点3】取得形態と無形資産の認識

- 「支配」の要件は、意識的に取得する場合、通常は当初存在すると考えてよいか。

【論点3-1】個別買入れによる取得

- 個別買入れについては、通常、【論点2】で整理した無形資産の認識のための4つの要件を、すべて充足するものと考えてよいか。特に検討を要する要件はあるか。

【論点3-2】企業結合による取得

- 同じ承継取得であっても、個別買入れによる場合とは、若干状況が異なるため、認識のための4つの要件をより実質的に判断する必要があると考えられるがどうか。別途この取引形態に固有で、検討すべき事項はあるかどうか。また企業結合により取得する無形資産については、認識要件のうち識別可能性及び測定可能性が重要であると考え、このような理解でよいか。

【論点3-3】自己創設による取得

<社内開発費の取扱い>

- 開発費については、認識のための4つの要件のうち経済的便益の蓋然性が重要であり、一定の社内開発費について認識を求める上でポイントとなるのは、経済的便益の蓋然性を実務上適切に判断するための工夫と考えるが、このような整理でよいか。
- 開発費については、認識のための4つの要件のうち識別可能性についても、開発のプロジェクトとして意識的に取り組んでいるものであれば通常当該開発のための支出は識別可能なものとして考えられ、経済的便益の蓋然性以外の要件は通常満たすものとする。しかし、識別可能性の内容を、国際基準と同様に、「法律上の権利である又は分離譲渡可能である」と整理した場合、これを形式的に当てはめれば完成段階に至る途中での研究開発の成果については識別可能性の認定が困難な場合が生じることが考えられるが、どうすればよいか。

<開発費に準じて取り扱う範囲>

- 自己創設無形資産一般について定めを置き、認識要件を満たさないものを個別に排除する¹IAS第38号のようなアプローチと、議論の中心となる社内開発費について定めを置き、これに準じて認識するものを個別に加えていくアプローチがあると考えた。欧州実務における資産計上状況²を踏まえ、自己創設無形資産を資産計上するとしても結果的に開発費程度に限られるのであれば、後者のアプローチの方が整理しやすいと考えて論点を構成したが、このような考え方でよいか。

以 上

¹ IAS 第 38 号は、(1)自己創設のれん (2)内部で創出される、ブランド、題字、出版表題、顧客名簿及び実質的にこれらに類似する項目 (3)開業準備活動に関する支出 (4)訓練活動に関する支出 (5)広告宣伝及び販売促進活動に関する支出 (6)企業の一部又は全体の移転又は組織変更に関する支出のような項目については個別に排除する定めを置いている。(第 87 項)

² ASBJが調査した範囲では、IFRSを適用する欧州企業において、実務上計上されている自己創設無形資産は、開発費、ソフトウェア、ウェブサイト費用程度に留まっていることが明らかになっている。(第86項)

(財)財務会計基準機構のWeb サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行なうことはこれらの法律により禁じられています。